第３回　吉田町特別職報酬等審議会議事録

日　時　令和８年９月２５日（金）　１３時５５分～１５時１３分
場　所　２階町民ホール
出席者
　委員
　白石寿一委員（会長）、黒田康弘委員、田中睦委員、増田学委員、
　植田健一委員、松浦光紀委員、遠藤孝子委員、久保田哲男委員（委員８名）
　（武田高明委員　欠席）
　小泉祐一郎アドバイザー
　事務局
　理事、総務課長、総務課長補佐

１　開　会
２　会長挨拶
３　議　事
　⑴　議員報酬の見直しについて
　⑵　政務活動費の支給について
４　その他

１　開　会
【事務局】本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第３回吉田町特別職報酬等審議会を開催いたします。
なお、本日の出席委員は８名でございまして、吉田町特別職報酬等審議会条例第５条第２項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

２　会長挨拶
【会長】本日もお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。
今回は、前回審議会での議論を踏まえ、追加資料に基づいて引き続き審議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

３　議　事
⑴　議員報酬の見直しについて
【会長】それでは議事に入ります。議員報酬の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】それでは、議員報酬の見直しについてご説明させていただきます。
まず資料の確認ですが、事前にお配りしました次第、資料１、資料２、資料３、議会基本条例のほか、本日席上にモデル議員の日数の資料、計算式の資料、令和７年議会活動報告書を配付しておりますので、ご確認をお願いします。
それではじめに、資料１をご覧ください。こちらは第２回審議会の内容を要約したものでございます。第２回審議会は、８月２４日に開催し、議員ヒアリング及び議員報酬の見直しについてご協議いただきました。
まず、議員ヒアリングでは、「議員報酬の引き上げ額を６万円とした根拠」について説明を受けました。議員側からは、従来の名誉職的な位置付けに比べて、現在は議員に求められる専門性や責任が高まっていること、また若年層や子育て世代が議員を目指すには生活給として一定の額が必要であると説明されました。その上で、子育て世代が会社等を辞めて議員になることを想定し、子ども２人を養える生活水準として年収４００万円程度、月額にすると３０万円を目安とし、現行月額２４万円との差額６万円を引き上げ額として提案したとの説明がございました。
また、この引き上げは現職議員の待遇改善ではなく、将来の人材確保や議会機能の維持・強化を見据えた提案であるとの説明がありました。
これに対し委員の皆様からは、報酬の引き上げがなり手不足の解消につながるとは限らないこと、また議会への関心を高める取組が必要ではないかとの意見が出されました。さらに、議会の傍聴者数や議会報告会の参加者数が増えていないことについても指摘がございました。
次に、２ページ目をご覧ください。「議会活動の成果として議会改革の評価」についての説明がありました。議員側からは、吉田町議会基本条例に基づき、全議員参加の議会改革推進会議において毎年自己評価を実施しているとの説明がございました。令和５年度の評価結果は資料記載のとおりでございます。
これに対し、委員の皆様からは、自己評価のみで第三者的な評価がないこと、ＩＣＴ活用推進が未達であるにもかかわらず具体的な改善計画が見えないこと、ＰＤＣＡサイクルをどのように回しているのか明らかでないことなどについて意見が示されました。
また、町民意見の反映について、どのように反映されたのか具体的な説明が十分でないとの指摘もございました。
続いて３ページになりますが、「議員活動の実態、活動日数」についての説明です。議員側からは、令和７年実績として、本会議２３回、委員会１０９回、合計１３２回の議会活動があったとの説明がございました。特別委員会も複数設置されており、議会活動は活発に行われているとの説明でした。モデル議員の活動日数１４４日と比較しても、一定水準にあるとの認識が示されました。

一方で、組長常会への出席、議会報告書の配布、地域行事や自治会行事への参加、住民相談対応、それを受けた自治会や当局への働きかけなど、さまざまな議員活動があるものの、これらは記録されていないため数値として示すことはできないとの説明でございました。
これに対し委員の皆様からは、活動日数だけでなく、その結果として何が改善されたのかといった成果も重要であること、今後は活動報告書を作成すべきではないかとの意見がございました。
続いて４ページでございます。「議員報酬の引き上げがなり手不足の改善につながると考えた根拠」について、議員側から説明がありました。報酬引き上げのみですべての問題が解決するとは考えていないものの、子育て世代や若年層にとっては生活基盤が整わなければ立候補の判断が難しく、収入が大きな判断要素となるとの説明でした。
こうしたヒアリング結果を踏まえ、委員の皆様に議員報酬の見直しについてご審議いただきましたが、議会活動の内容や成果を示す具体的な数値データが不十分であり、判断材料が不足していること、６万円の根拠が年収４００万円からの逆算であり十分な根拠とは言い難いこと、また、事前に依頼していたにもかかわらず必要な資料が十分に準備されていなかったことなどが指摘されました。
このため、第２回審議会においては結論を出すことができず、今回の第３回に持ち越しとなったものでございます。
以上が資料１の説明です。

続きまして、資料２をご覧ください。こちらは議会事務局から提供いただいた令和６年及び令和７年の議会活動量を整理し、モデル議員と比較した資料でございます。
上段の表ですが、モデル議員については活動日数１４４日、活動回数１１４回とされております。これに対し、吉田町議会議員の平均的な議会活動量は、令和６年が８１日、令和７年が８６日となっております。活動回数については、モデル議員の１１４回に対し、吉田町議会議員は令和６年が９２回、令和７年が１０６回となっており、一定水準の議会活動が行われていることが分かるかと思います。
なお、この８１日、８６日という数値は、今回報酬引き上げの対象となる、議長、副議長、委員長などの役職に就いていない議員の平均的な議会活動量をもとに整理したものでございます。
一方、下段の議員活動量、すなわち個々の議員による住民相談や地域活動等については、前回のヒアリングでも回答がありましたとおり、記録されていないため不明でございます。モデル議員では議員活動が年間５０日とされておりますが、

吉田町議会議員については示すことができておりません。
２枚目は個別議員ごとの活動量データでございます。令和６年は定数１３人に対し１２人で活動が行われ、本会議２３回、常任委員会平均１３回、特別委員会平均１５回、議会運営委員会１４回、全員協議会１８回、議会広報・住民対応等の会議９回、議会報告会４回、研修２回、その他４回で、合計１０２回となっております。各議員の平均活動回数は８２．３回でございます。
令和７年は定数１３人に対し１１人で活動が行われ、本会議から各種委員会等の合計は１１７回で、令和６年より増加しており、各議員の平均活動回数は８５回となっております。なお、定員割れにより常任委員会を複数兼ねる議員がいるため、活動内容に個人差が生じております。
このように議会活動量については整理できたところですが、全国町村議会議長会のガイドブックで報酬算定の前提とされている「議員活動量」については、今回の審議に必要な形で示されていないため、ガイドブックに沿った報酬額の算定は難しい状況でございます。
以上で資料２の説明を終わります。

【会長】資料１について、ご意見がありましたらお願いします。

（なし）

【会長】資料２について、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】資料２の「吉田町議会議員（平均）」とある数字をモデル例と比較すればよいのか？

【事務局】令和６年と令和７年それぞれの議会活動量の平均値を出し、その平均値に最も近い議員の活動量を示したものであるため、こちらの数字をモデル例と比較していただきたい。

【委員】今回示された資料で議会活動量はある程度分かりましたが、議員活動量が示されていないため、全国町村議会議長会の算定モデルに当てはめて金額を算出することは難しいと思います。
将来の議員のなり手を増やすために報酬を引き上げるという考え方自体を否定するものではありませんが、６万円という金額の根拠に納得できるだけの資料が示されていない以上、どう判断すればよいのか分からないという状況です。

【委員】議会活動日数は資料として整理されていますが、それがどのような成果につながったのかという点がやはり見えません。議員活動は議会で質問するための下調べや準備なども含めた活動だという説明はありましたが、そこが示されていない以上、生活給という観点だけで判断するのは難しいと思います。

【アドバイザー】報酬とは、労働の対価として支給されるものであり、その額を物価高等の影響を踏まえて引き上げるという理屈であれば、それなりの資料を揃えてもらい審議することとなるが、今回は生活費という理由が前面に出ている中で、根拠となる資料が示されていない点に違和感があります。

【委員】それなりの議員活動量が示されていれば良いが、それが示されていない状況では皆さん審議が難しいと思います。

【委員】基本的なことを確認したいのですが、議会は毎月行われているわけではないと思いますが、報酬は毎月支給されているのですよね。また、議員の中には兼業している方や年金を受けている方もいると思いますが、そうした状況の中で、生活のために必要という説明だけで報酬を引き上げるのは、説明として十分ではないと感じます。
定数の見直しと活動量に見合った報酬の引き上げをセットで考えるべきではないかと思います。

【委員】生活できないから報酬を引き上げるという理屈は、本来の議員活動の目的とは少し違うのではないかと思います。たとえ報酬が少なくても、町のために働くという志が前提にあるべきであり、まずは活動内容がどうであるかが重要だと思います。
その上で、資料を見ますと活動日数はモデル議員より少ないわけですし、さらに議員活動の内容が一つも示されていない。実際にやっているのであれば、何らかの形で出していただきたいと思います。そうでない以上、審議の余地はないのではないかと思います。
また、議員定数は審議事項ではありませんが、欠員が出ていても議会活動に大きな影響が出ていないように思うので、議員定数の削減も検討するべきではないかと思います。

【会長】定数の問題についてご意見もありましたが、今回の諮問事項は議員報酬と政務活動費であり、議員定数は審議対象には含まれておりません。ただ、関連する意見として付記することはあり得るかと思います。

【会長】それでは、ここで報酬の引き上げについてお諮りします。
報酬の引き上げにつきましては、審議に必要な資料が不足しており、判断できないということでよろしいでしょうか？

（賛成多数）

【会長】答申内容につきましては、「引き上げすべきでない」というものではなく、審議に必要な資料を揃えていただいた上で、改めて審議するといった内容で調整していただきたいと思います。

【委員】他自治体との比較も一つの参考にはなりますが、最終的には吉田町議会としてどのような活動を行い、どのような成果を上げているかが重要だと思います。
比較対象の町と事情は異なりますので、単純に他と同じだから引き上げてよいという話ではないと思います。

【委員】議員報酬を引き上げるのであれば、その前提として、議会・議員活動の実態や成果が住民に分かる形で示されていることが望ましいと思います。
少なくとも、どのような活動をしているのか、どのような成果があったのか、それが町民に見える形になっていないと、報酬引き上げについて説明することは難しいと思います。

【アドバイザー】定数の問題について、諮問事項そのものではありませんが、委員からそのような意見があったということは、答申に付帯的に記載することは可能かと思います。

【委員】前回のヒアリングによると、議員は４年に１回の選挙で評価されるとのことであったが、１年ごとに確認・評価される仕組みが必要ではないかと思います。

【委員】今後改めて報酬の引き上げを求めるのであれば、納得させられるだけの必要な資料を揃えて提案していただきたいと思います。全国的に野放図な議会が散見されますが、吉田町の議会はしっかり活動しているというところを示していただきたいと思います。

【委員】定数について、それなりの人数がいないと町民の声を集めることができないと聞いたこともありますが、ＳＮＳなどを活用すれば、情報発信や情報収集が効率的にできると思います。そうしたことも踏まえて、議会において定数の見直しも議論していただきたいと思います。

【委員】なり手不足の解消に向けて、報酬の引き上げ以外に議会がどんなことを考えているのか示していただきたいと思います。生活のために必要な額の主張ばかりでなく、「自分たちはこれだけ活動している。」というものが示されれば、引き上げについて審議できると思います。

【委員】議員報酬の引き上げ以外で、若い世代が議員に立候補したいと思えるような魅力ある議会活動、議員活動を実践していただきたいと思います。

【会長】議員報酬の額に係る答申につきましては、これまでの審議会の委員の意見を踏まえ、事務局で案の作成をお願いします。

⑵　政務活動費の支給について

【会長】続きまして、政務活動費の支給について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】資料３をご覧ください。政務活動費の支給の意義と目的についてご説明いたします。
政務活動費は、議会の監視機能や政策提言力を高めるために支給されるもので、地方分権改革により地方議会の役割が高まる中、審議能力の強化等を目的として制度化されたものでございます。
一方、その使途については、住民に対する説明責任を果たす観点から、透明性の確保が強く求められております。
今回、議会から提出されております調査報告書では、政務活動費は「議員の資質向上や議会活動の活性化に資するもの」として、その必要性が述べられております。具体的には、町政の課題や町民の意思を把握し、それを町政に反映させるための活動や、町民福祉の向上を図るための活動、行政のチェック機能としての活動に要する経費として活用することが想定されております。
続いて、支給を検討する際の判断基準についてですが、全国町村議会議長会の「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」では、主に２つの視点が示されております。
１つ目は、住民からの要望が多様化しており、議員活動量が増加しているか、ま

た監視機能や政策提言能力の強化による議会審議力向上の必要があるかという点です。
２つ目は、議会改革が進められて、新たな議会活動を支えるために支給が必要であるかという点です。
裏面をご覧ください。政務活動費の平均支給月額は、町村議会で約９，５００円、市議会で約４万円、都道府県議会で約３５万円となっております。支給割合は町村議会で約２０％、市議会で約８７％、都道府県議会では１００％となっております。
また、政務活動費の対象となる経費は、総務省資料にありますとおり、議会活動そのものではなく、会派又は議員としての調査研究やその他の活動に要する経費が対象となります。
以上を踏まえ、政務活動費は議会の監視機能や政策提言力を高めるための制度ではありますが、導入に当たっては、議員活動の実態を十分踏まえた判断が必要であると考えられます。
以上で資料３の説明を終わります。

【会長】政務活動費について、アドバイザーから補足説明があればお願いします。

【アドバイザー】政務活動費は、地方分権改革が進み地方自治体の自主性が求められる中、議員が調査研究を行うための経費として地方自治法において制度化されたものです。
例えば、議員として先進事例の調査のために他自治体へ視察に行く、専門書を購入する、研修を受けるといった活動が対象になります。都道府県や政令市では会派で活用することが多くなっています。事務所費は、都道府県レベルでは認めているところもありますが、町村レベルではほとんど認められていないのではないかと思います。

【委員】政務活動費の領収書のチェックはどこで行いますか。

【事務局】領収書等のチェックは議会事務局で行うことになると思います。領収書を全て公開して住民のチェックを受けている自治体もあります。なお、議会からの報告書の中で活動費の使い道が示されており、食糧費は含まれていませんが事務所費は含まれており、これが町議会で必要であるかといった議論は必要かと思います。また、他の自治体から議員が当町に視察に訪れることがありますが、その場合はこの政務活動費を活用していることがほとんどでございます。

【委員】政務活動費は一律で支給されるのですか。

【アドバイザー】通常、月額の上限額が示されており、その月に使った分のみ支給されることとなります。上限額を超えた分は支給されません。

【会長】政務活動費につきましても、制度趣旨は理解できますが、現時点では判断材料が十分でないため、支給の可否について結論を出すことは難しいということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

４　その他

【事務局】本日の審議結果は、議員報酬の見直しと政務活動費の支給については、いずれも判断材料が不足しており、現時点では結論を出すことができない。改めて資料を揃えて提案していただきたい。という整理になるかと思います。
会長名で町長へ答申を行うことになりますが、その答申案につきましては事務局で作成し、会長と相談の上、委員の皆様にご確認いただく形を考えております。確認方法につきましては、書面又は必要に応じて会議開催のいずれかで調整させていただければと思います。

【会長】答申案については、事務局で作成いただき、必要があれば委員の皆さんにも確認いただく形で進めていただければと思います。

【事務局】承知しました。それでは、答申案を作成の上、改めてご相談させていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】それでは、以上をもちまして第３回吉田町特別職報酬等審議会を閉会いたします。ありがとうございました。
